証券コード　6172
2017年11月14日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
住友不動産新宿オークタワー30階
株式会社メタップス
代表取締役社長　佐　藤　航　陽

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2017年11月28日（火曜日）午後７時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、上記の行使期限までに議決権を行使してください。

なお、議決権をご行使いただく際には、40頁から41頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2017年11月29日（水曜日）午後３時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第10期（2016年９月１日から2017年８月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（2016年９月１日から2017年８月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.metaps.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://metaps.com）に掲載させていただきます。

<当社ウェブサイト>

（提供書面）

事　業　報　告

（2016年９月１日から
2017年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、インターネット広告市場が前年比13.0％増の1兆3,100億円と順調に拡大し、広告費全体の20.8％を占めるまでに成長しました（注１）。また、スマートフォン市場も継続的に拡大を続けており、スマートフォンの普及率は69.7％に達しました（注２）。世界的にもデジタル広告へのシフトが加速しており、2018年にはデジタル広告がテレビを抜いて最大の広告メディアになり、デジタル広告の中でもモバイル広告のシェアがパソコン広告を上回ると言われております（注３）。同様に、スマートフォンの普及によりアプリ利用も継続して拡大しております。

このような状況の中、当連結会計年度は、アプリ収益化プラットフォーム“metaps”を主力としたマーケティング関連サービスにおいて、グローバルでの売上が継続して好調であった他、決済プラットフォーム“SPIKE”をはじめとするファイナンス関連サービスが堅調に拡大したことが寄与し、上場以来初めてとなる通期の営業利益の黒字化を達成致しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高13,572百万円（前連結会計年度比53.9％増）、営業利益251百万円（前連結会計年度は営業損失333百万円）、税引前利益278百万円（前連結会計年度は税引前損失571百万円）、当期利益264百万円（前連結会計年度は当期損失668百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益260百万円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期損失718百万円）となりました。

（注１）出所：電通「2016年日本の広告費」

（注２）出所：内閣府経済社会総合研究所「消費動向調査（2017年３月実施調査結果）」

（注３）出所：電通「世界の広告費成長率予測」

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は220百万円であり、その主なものはソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社はサービスの刷新や人材確保に関連する運転資金及びフィンテック（FinTech）とAI（人工知能）の分野における成長投資（M&A資金）に充当することを目的として、新株予約権及び社債を同時に発行する仕組み（DECO）を利用し、金融機関から2,408百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、当社を持株会社とする持株会社体制への移行を目的として、2016年12月１日付で、当社のマーケティング事業を新設分割し、これを新設会社である株式会社メタップスリンクスに承継致しました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社であるMetaps Plus Inc.は、2016年11月11日、Smartcon Co. Ltd.の株式51％を取得し、同社を当社の子会社と致しました。

なお、本件はSmartcon Co. Ltd.の2016年12月期の業績に応じて価格調整が生じるスキームを採用しており、買収価格想定時の業績に基づき所有株式数の所有割合が取得日時点の51％から75％まで増加しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 日本基準

区　　分	第７期 (2014年８月期)	第８期 (2015年８月期)	第９期 (2016年８月期)	第10期 (当連結会計年度) (2017年８月期)
売上高(百万円)	987	4,126	8,887	―
経常損失（△）(百万円)	△409	△349	△553	―
親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	△410	△391	△817	―
１株当たり当期純損失（△）(円)	△51.86	△40.64	△64.74	―
総資産(百万円)	1,190	9,295	16,911	―
純資産(百万円)	236	8,021	7,196	―
１株当たり純資産額(円)	△96.72	650.37	558.75	―

② 国際財務報告基準（IFRS）

区　　分	第７期 (2014年８月期)	第８期 (2015年８月期)	第９期 (2016年８月期)	第10期 (当連結会計年度) (2017年８月期)
売上高(百万円)	―	―	8,817	13,572
営業利益又は営業損失（△）(百万円)	―	―	△333	251
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）(百万円)	―	―	△718	260
基本的１株当たり当期利益（△は損失）(円)	―	―	△56.83	20.12
資産合計(百万円)	―	―	15,919	19,786
資本合計(百万円)	―	―	7,556	6,822
１株当たり親会社所有者帰属持分(円)	―	―	559.42	504.12

(注) １．当社では、第８期より連結計算書類を作成しております。
２．当社は、2015年１月29日開催の取締役会決議により、2015年２月６日付で株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、第７期の期首に上記の株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。
３．当社では、第10期より国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第９期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
４．日本基準の諸数値についてはIFRS同様、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
Metaps Pte. Ltd.	シンガポール	2,000千SGD 2,500千USD	100.0%	マーケティング事業
Metaps Plus Inc.	大韓民国 ソウル特別市	517百万KRW	79.79%	マーケティング事業
ペイデザイン株式会社	東京都新宿区	1,134百万円	100.0%	ファイナンス事業
ビカム株式会社	東京都目黒区	100百万円	100.0%	マーケティング事業
Smartcon Co. Ltd.	大韓民国 ソウル特別市	300百万KRW	75.0%	ファイナンス事業
株式会社メタップスリンクス	東京都新宿区	100百万円	100.0%	マーケティング事業

（注）１．Smartcon Co. Ltd.につきましては、2016年11月11日に株式を51%取得し、同社を連結子会社と致しました。また、本件はSmartcon Co. Ltd.の2016年12月期の業績に応じて価格調整が生じるスキームを採用しており、買収価格想定時の業績に基づき所有株式数の所有割合が取得日時点の51%から75%まで増加しております。

２．株式会社メタップスリンクスにつきましては、2016年12月１日付で、当社のマーケティング事業を承継させる新設分割により設置しております。

３．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ペイデザイン株式会社
特定完全子会社の住所	東京都新宿区西新宿二丁目６番１号 新宿住友ビル31階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,880百万円
当社の総資産額	11,290百万円

(4) 対処すべき課題

① 海外市場への対応

アプリ収益化事業の発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、既に収益化が順調に進んでいる中華圏及び東南アジア地域における事業展開の強化を行って参ります。事業展開の強化の一環として、日本流の経営の押しつけでなく、それぞれの地域に応じた事業構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続して行って参ります。同時に、日本やシンガポールなど、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んで参ります。

② 開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、インターネット領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めて参ります。

③ 組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

④　経営体制の強化への対応

インターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築して参ります。

⑤　新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するインターネット業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後も、マーケティング、ファイナンス、コンシューマ関連のサービス領域において、データとAIを軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2017年８月31日現在）

当社グループは、「世界の頭脳へ」との企業ビジョンのもと、マーケティング、ファイナンス及びコンシューマの３つのサービスを軸に事業を行っております。日本国内のみならず世界８拠点で事業展開を行っており、グローバルな市場において新たな価値の創造・提供に努めております。

(6) 主要な営業所（2017年８月31日現在）

本社（東京都新宿区）

（注）当社の重要な子会社については、「(3)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 使用人の状況（2017年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
246名	59名増

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

２．使用人数が前連結会計年度末と比べて、70名増加しましたのは、主として2016年11月11日付でSmartcon Co. Ltd.を連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	16名減	34.3歳	2.3年

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

２．使用人数が減少した主な理由は、2016年12月１日付で、当社のマーケティング事業を新設会社である株式会社メタップスリンクスに承継させる新設分割を実施したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（2017年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	487百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	345百万円
Woori Bank	295百万円
株式会社三井住友銀行	250百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2017年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　42,000,000株
② 発行済株式の総数　12,974,010株
③ 株主数　10,823名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤航陽	4,366,000株	33.65%
日本瓦斯株式会社	607,000	4.68
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	369,300	2.85
山﨑祐一郎	326,000	2.51
株式会社博報堂	250,000	1.93
インテック・アイティ２号投資事業有限責任組合	175,482	1.35
ＭＳＣＯ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	174,160	1.34
株式会社セガゲームス	150,000	1.16
ＣＲＥＤＩＴ　ＳＵＩＳＳＥ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ（ＵＳＡ）ＬＬＣ　ＳＰＣＬ．　ＦＯＲ　ＥＸＣＬ．　ＢＥＮ	128,608	0.99
野村證券株式会社	98,729	0.76

（注）自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第５回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2012年11月30日	2014年８月19日
新株予約権の数		300個	501個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 50,100株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 22,800円 （１株当たり　228円）	新株予約権１個当たり 45,100円 （１株当たり　451円）
権利行使期間		2014年12月１日から 2017年11月30日まで	2016年８月20日から 2019年８月19日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	１名	１名
	社外取締役	－	－
	監査役	－	１名

	第11回新株予約権
発行決議日	2015年５月11日
新株予約権の数	202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,200株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり　2,500円）
権利行使期間	2017年５月12日から 2020年５月11日まで
行使の条件	(注)

		第11回新株予約権
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	１名
	社外取締役	－
	監査役	２名

（注）新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③　その他新株予約権等の状況

2017年１月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第12回新株予約権

新株予約権の総数	7,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 700,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり2,860円
新株予約権の払込期日	2017年２月13日
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額１株当たり3,575円 当社は、2017年８月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日（以下「修正日」という。）以降に適用される。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から６ヶ月以上経過していることを要する。また、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額1,788円を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
権利行使期間	2017年２月14日から 2020年２月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てた。

2017年１月26日開催の取締役会決議に基づき発行した第13回新株予約権

新株予約権の総数	6,100個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 610,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり2,789円
新株予約権の払込期日	2017年２月13日
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額１株当たり4,112円 当社は、2017年８月14日以降を修正日として、当社取締役会の決議に基づき、行使価額を当該取締役会決議の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正することができ、修正後の行使価額は当該取締役会決議の日の翌取引日（以下「修正日」という。）以降に適用される。但し、修正日は、初回を除き、直前の修正日から６ヶ月以上経過していることを要する。また、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額1,788円を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。
権利行使期間	2017年２月14日から 2020年２月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をクレディ・スイス証券株式会社に割り当てた。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2017年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤 航陽	Metaps Pte.Ltd.取締役 Metaps Plus Inc.取締役
取締役副社長	山﨑 祐一郎	管理部門統括 Metaps Plus Inc.取締役 ペイデザイン株式会社取締役
取締役会長	和田 洋一	株式会社メタップスリンクス取締役 ペイデザイン株式会社取締役 ワンダープラネット株式会社社外取締役
取締役	高山 健	スターフェスティバル株式会社社外取締役 テクマトリックス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社メディアドゥホールディングス社外監査役
常勤監査役	亀村 明	
監査役	中町 昭人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー NExT-e Solutions株式会社社外監査役 オイシックス株式会社社外監査役 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科特命教授
監査役	吉川 朋弥	吉川公認会計士事務所 所長

（注）１．取締役高山健氏は、社外取締役であります。

２．監査役亀村明氏、監査役中町昭人氏及び監査役吉川朋弥氏は、社外監査役であります。

３．監査役吉川朋弥氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は取締役高山健氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

５．当社と社外取締役である高山健氏及び社外監査役である監査役３名は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （2）	46百万円 （6百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	15百万円 （15百万円）
合計 （うち社外役員）	8 （5）	61百万円 （21百万円）

（注）　取締役の報酬限度額は、2015年５月８日開催の臨時株主総会において、月額30百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高山健氏は、スターフェスティバル株式会社及びテクマトリックス株式会社の社外取締役、株式会社メディアドゥホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役中町昭人氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー、NExT-e Solutions株式会社及びオイシックス株式会社の社外監査役、神戸大学大学院特命教授であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役吉川朋弥氏は、吉川公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　高山　健	就任後、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
常勤監査役　亀村　明	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席致しました。長年にわたる金融業界での職務経験及び上場企業の取締役としての見地から適宜発言を行っております。
監査役　中町昭人	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席致しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　吉川朋弥	当事業年度に開催された取締役会21回及び監査役会14回の全てに出席致しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた有限責任監査法人

（注）当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は、2016年11月29日開催の第９期定時株主総会終結の時をもって退任致しました。

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

３．当社の重要な子会社のうち、Metaps Pte.Ltd.、Metaps Plus Inc.及びSmartcon Co. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、国際財務報告基準に係る会計アドバイザリー・サービス業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、2011年７月19日、2012年６月24日、2015年５月26日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
7. 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査役へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。
8. 社外相談窓口や監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク管理規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理部が推進する。
2.販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程、子会社管理規程に基づいて行い、管理部長を責任者として管理の事務局は管理部が行う。
3.重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。
4.取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
5.内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月１回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。
2.取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとする。

3.取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理部からの助言を得る。
4.業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1.当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。
2.当社グループの業務の適正を確保するための体制として、子会社管理規程を定め、グループ会社の管理は管理部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく管理部長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
3.グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。
4.内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的に実施し、その結果について社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
5.内部統制システムを整備するに当たっては、内部統制マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
6.当社は、当社が定める子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的または随時に関係資料の提出を求める。
7.当社は、定期的または随時にグループマネジメント会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1.監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

2.監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

1.当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告する。

2.監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

3.内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査役と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

4.内部統制担当部門は、監査役と密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

5.監査役監査事務に不都合がある場合は内部監査部においてこれを補助する。

6.監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われるための体制

1.当社グループの取締役及び使用人は監査役またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。

2.監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。

3.監査役は監査法人との会合を定期的または随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
4.監査役は代表取締役との会合を定期的または随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

⑨財務報告の信頼性を確保するための体制
1.財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
2.財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
3.内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
4.上記１から３に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
5.内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、併せて監査役へ報告する。

⑩業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
1.取締役の職務執行
役員規程、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を21回開催しております。
2.監査役の職務執行
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

3．内部監査の実施

内部監査部が内部監査に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

4．財務報告に係る内部統制

内部統制評価に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨定款に定めております。当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

連結財政状態計算書

(2017年８月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,964	流動負債	9,968
現金及び現金同等物	6,650	社債及び借入金	1,278
営業債権及びその他の債権	6,749	営業債務及びその他の債務	7,358
その他の金融資産	187	その他の金融負債	562
その他の流動資産	378	未払法人所得税	68
非流動資産	5,822	引当金	36
有形固定資産	165	その他の流動負債	667
のれん	3,371	非流動負債	2,996
顧客関連無形資産	1,125	社債及び借入金	2,701
その他の無形資産	604	その他の金融負債	66
持分法で会計処理されている投資	270	引当金	4
繰延税金資産	31	繰延税金負債	187
その他の金融資産	215	その他の非流動負債	39
その他の非流動資産	41	負債合計	12,964
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	6,582
		資本金	4,691
		資本剰余金	3,699
		その他の資本の構成要素	△85
		利益剰余金	△1,723
		非支配持分	240
		資本合計	6,822
資産合計	19,786	負債及び資本合計	19,786

連結損益計算書

（2016年９月１日から
2017年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**13,572**
売上原価	**10,564**
売上総利益	**3,008**
販売費及び一般管理費	**3,239**
その他の収益	518
その他の費用	53
持分法による投資利益	18
営業利益	**251**
金融収益	89
金融費用	63
税引前利益	**278**
法人所得税費用	14
当期利益	**264**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	260
非支配持分	4
当期利益	**264**

連結持分変動計算書

(2016年９月１日から
2017年８月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			新株予約権	その他の包括利益累計額	合計
2016年9月1日時点の残高	4,663	4,820	65	△311	△246
当期利益	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	185	185
当期包括利益合計	－	－	－	185	185
新株の発行(新株予約権の行使)	28	41	△14	－	△14
新株予約権の行使	－	－	－	－	－
新株予約権の失効	－	－	△17	－	△17
株式に基づく報酬取引	－	－	7	－	7
子会社取得に係る非支配持分	－	－	－	－	－
子会社の増資による持分の増減	－	－	－	－	－
非支配株主との資本取引	－	△1,162	－	－	－
配当金	－	－	－	－	－
所有者との取引額合計	28	△1,121	△23	－	△23
2017年8月31日時点の残高	4,691	3,699	41	△126	△85

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
2016年9月1日時点の残高	△2,000	7,237	319	7,556
当期利益	260	260	4	264
その他の包括利益	－	185	12	196
当期包括利益合計	260	445	15	460
新株の発行(新株予約権の行使)	－	55	－	55
新株予約権の行使	－	－	△75	△75
新株予約権の失効	17	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	7	3	11
子会社取得に係る非支配持分	－	－	61	61
子会社の増資による持分の増減	－	－	50	50
非支配株主との資本取引	－	△1,162	△121	△1,283
配当金	－	－	△13	△13
所有者との取引額合計	17	△1,100	△94	△1,194
2017年8月31日時点の残高	△1,723	6,582	240	6,822

貸借対照表

(2017年８月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,442**	**流動負債**	**836**
現金及び預金	2,595	買掛金	4
売掛金	485	未払金	30
前渡金	0	預り金	13
前払費用	19	未払費用	4
未収収益	14	未払法人税等	50
その他	344	１年内返済予定の長期借入金	730
貸倒引当金	△17	その他	1
固定資産	**7,841**	**固定負債**	**2,587**
有形固定資産	**21**	社債	2,394
建物	16	長期借入金	192
工具、器具及び備品	27	**負債合計**	**3,423**
建設仮勘定	4	(純資産の部)	
減価償却累計額	△27	**株主資本**	**7,830**
無形固定資産	**44**	**資本金**	**4,690**
特許権	0	**資本剰余金**	**4,679**
商標権	1	資本準備金	4,679
ソフトウェア	36	**利益剰余金**	**△1,540**
その他	6	その他利益剰余金	△1,540
投資その他の資産	**7,774**	繰越利益剰余金	△1,540
投資有価証券	35	**新株予約権**	**36**
関係会社株式	6,835	**純資産合計**	**7,867**
長期貸付金	861		
その他	42		
繰延資産	**7**		
株式交付費	7		
資産合計	**11,290**	**負債純資産合計**	**11,290**

損　益　計　算　書

（2016年９月１日から
2017年８月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		1,185
売上原価		625
売上総利益		559
販売費及び一般管理費		748
営業損失		△189
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	12	
為替差益	68	
その他	8	105
営業外費用		
支払利息	16	
社債利息	23	
株式交付費償却	11	
貸倒引当金繰入	17	
その他	25	93
経常損失		△177
特別利益		
子会社株式売却益	660	
その他	8	668
特別損失		
関係会社株式評価損	87	
その他	0	87
税引前当期純利益		402
法人税、住民税及び事業税	55	55
当期純利益		347

株主資本等変動計算書

（2016年９月１日から
2017年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	4,663	4,652	4,652	△1,887	△1,887	7,428	－	7,428
当期変動額								
新株の発行	27	27	27			55		55
当期純利益				347	347	347		347
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							36	36
当期変動額合計	27	27	27	347	347	402	36	438
当期末残高	4,690	4,679	4,679	△1,540	△1,540	7,830	36	7,867

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年10月30日

株式会社メタップス
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義央　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　智佳子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メタップスの2016年９月１日から2017年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社メタップス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2017年10月30日

株式会社メタップス
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　智佳子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メタップスの2016年９月１日から2017年８月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2016年９月１日から2017年８月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1) 監査役会の監査の方法及びその内容
監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容
① 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年10月31日

株式会社メタップス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　亀　村　　明　㊞
監　査　役（社外監査役）　中　町　昭　人　㊞
監　査　役（社外監査役）　吉　川　朋　弥　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

事務所スペースの重複排除によるコストの最適化に加え、グループ会社相互の連携の強化と業務効率向上を目的にオフィス移転を行うため、現行定款第３条（本店の所在地）を東京都新宿区から東京都港区に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。
（新設）	附則 第１条　第３条の規定変更は、平成29年12月18日をもって効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	佐藤航陽（さとうかつあき） （1986年５月31日）	2007年９月　イーファクター株式会社（現当社）創業 代表取締役社長就任（現任） 2011年６月　Metaps Pte.Ltd.取締役就任(現任) 2015年10月　Metaps Plus Inc.(旧Nextapps Inc.）取締役就任（現任）	4,366,000株
2	山﨑祐一郎（やまざきゆういちろう） （1981年10月18日）	2006年６月　ドイツ証券株式会社（投資銀行本部）入社 2011年３月　イーファクター株式会社（現当社）入社 2011年４月　当社取締役（管理部門統括）就任 2015年10月　Metaps Plus Inc.（旧Nextapps Inc.）取締役就任（現任） 2016年４月　ペイデザイン株式会社取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役副社長（管理部門統括）就任（現任）	326,000株
3	和田洋一（わだよういち） （1959年５月28日）	1984年４月　野村證券株式会社入社 2000年４月　株式会社スクウェア（現　株式会社スクウェア・エニックス）入社 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長就任 2014年９月　Shinra Technologies, Inc. President就任 2015年５月　当社社外取締役就任 2016年８月　ワンダープラネット株式会社社外取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役会長就任（現任） 2016年12月　株式会社メタップスリンクス　取締役就任（現任） 2016年12月　ペイデザイン株式会社取締役就任（現任）	－株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	高山　健（たかやま　けん） （1964年６月６日）	1988年４月　株式会社日本興業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 1999年11月　楽天株式会社常務取締役就任 2001年６月　テクマトリックス株式会社社外監査役就任 2010年２月　楽天株式会社最高財務責任者（CFO）就任 2014年７月　スターフェスティバル株式会社社外取締役就任（現任） 2015年６月　テクマトリックス株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年９月　当社顧問就任 2016年11月　当社社外取締役就任（現任） 2017年５月　株式会社メディアドゥホールディングス社外監査役就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．(1) 佐藤航陽氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、代表取締役として業務執行を主導しており、卓越した発想力・創造力を有し、強力なリーダーシップと決断力により、当社グループの経営を牽引することができると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 山﨑祐一郎氏を取締役候補者とした理由は、取締役副社長として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、金融や海外の事情にも精通し、当社グループの事業拡大に貢献するとともに、管理部門管掌としてコンプライアンス、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでいくことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(3) 和田洋一氏を取締役候補者とした理由は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの持続的な成長を推進することができると判断し、取締役候補者といたしました。

(4) 高山健氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社社外取締役としての責務を果たしており、当社グループの持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。

３．高山健氏は社外取締役候補者であります。
なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての存在期間は本総会終結の時をもって１年であります。
また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．「所有する当社株式の数」については、2017年８月31日現在の所有株式数を記載しております。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は（株）ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo！」は米国Yahoo！ Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2017年11月28日（火曜日）の午後７時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
住友不動産新宿グランドタワー５階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター



交通機関　東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」１番出口　徒歩約３分
都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」Ｅ４出口　徒歩約７分
ＪＲ線・京王線・小田急線「新宿駅」西口　徒歩約15分